

要 請 書

並行在来線への財政支援等について

平成27年11月

並行在来線関係道県協議会

北海道・青森県・岩手県・長野県・新潟県・富山県
石川県・福井県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県

並行在来線への財政支援等について

整備新幹線の開業に伴い、JRから経営分離された各地の並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な交通手段として極めて重要な役割を担っており、地元地方自治体を中心となって設置された第三セクター等により、引き続き運営されています。

しかしながら、先に開業した各並行在来線区間は、開業時にJRからの鉄道資産の取得や新たに必要となる施設整備の初期投資等に多額の地元負担が生じた上、収益性の低い区間のみが分離されたことなどから、極めて厳しい経営状況にあり、地方自治体の財政状況が厳しさを増す中、鉄道施設・設備の老朽化も進み、多大な設備投資が見込まれているほか、安全運行に欠かせない人員確保等も困難になりつつあり、今後の鉄道の維持・存続が強く危惧されています。

同様に、先般経営分離された並行在来線区間や、今後経営分離される予定の区間についても、多額の初期投資や収益性の低さなどから、厳しい経営環境におかれることが想定されます。

一方で、各地の並行在来線は、地域住民の交通手段であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っており、また、幅広い地域の住民に利用されている寝台特急列車が走行するなど、国民経済全体に多大な便益を与える重要な役割を担っています。

こうした実態を踏まえ、平成23年度には貨物調整金制度の拡充、平成25年度には初期投資等に係る地方負担に対する財政措置、平成26年度には地域公共交通確保維持改善事業費補助金による開業初年度からの財政支援など、並行在来線の安定経営と地方負担の軽減に向けた取組は前進しているものと認識しています。

しかしながら、制度拡充後においても、並行在来線は、多額の初期投資等への地方負担やJR経営時に比べ大幅な運賃値上げが必要となるなど、依然として厳しい経営が見込まれ、今後、経営分離が予定される並行在来線区間を含め、更なる安定経営に向けた仕組みづくりが必要です。

また、並行在来線は、普通列車を中心として地域に密着した運行が図られる一方で、経営分離により、JR路線との乗継運賃の増加やJR切符を購入できる駅の減少、特急乗入廃止に伴う広域利用における乗換え負担や運賃増加など、これまでよりも利便性が低下する点も多く見られます。

国においては、各地の並行在来線が経営分離後も将来にわたり安定的に維持・存続が図られるよう引き続き次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 一 並行在来線維持・存続のため、これまでの枠組みの再検証・見直しを行い、JRからの協力・支援のあり方や、並行在来線の赤字解消相当分も含まれている貸付料の活用や平成43年度以降の貨物調整金制度の見直しへの対応など幅広い観点からの財源確保の方策も含め、新たな仕組みを早急に検討し、所要の対策を講じていただくようお願いいたします。
- 二 JRから譲渡される鉄道資産については、無償譲渡またはJRの簿価ではなく収益性に基づいた価格設定のルール化や鉄道資産の譲渡等に関するJRとの交渉への支援をしていただくようお願いいたします。
- 三 並行在来線の安全かつ安定的な運行のため、経営分離後に必要となる多大な設備投資に対する支援制度の拡充と予算枠を確保していただくとともに、JRに対して人的支援等の協力・支援体制の維持・拡充を働きかけていただくようお願いいたします。

- 四 JRから譲渡された鉄道資産にかかる税制特例を延長するとともに、現在は取得後20年間とされている適用期間を延長していただくようお願いいたします。また、新たに整備・取得した鉄道資産を制度の対象に加え、拡充（JR三島特例並みの創設）していただくようお願いいたします。
- 五 並行在来線からJR路線等を利用する広域利用者の利便性の維持・確保のため、並行在来線運営会社が行き組む運行列車の増便の実証運行や並行在来線駅でのJR切符券売機の設置などへの支援制度の拡充または創設をお願いいたします。
- 六 並行在来線とJR路線等を利用することによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、JRに対しても乗継割引制度の導入を指導していただくようお願いいたします。
- 七 新幹線開業に伴う寝台特急廃止により影響を受ける並行在来線の安定運営のための新たな支援制度の創設をお願いいたします。
- 八 経営維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度の創設・拡充とともに、地元負担に係る所要の地方財政措置を講じていただくようお願いいたします。
- 九 災害により被災した場合の早期復旧を図るため、以下の内容について国による全面的な財政措置等を講じていただくようお願いいたします。
- ・ 鉄道軌道災害復旧事業費補助制度の災害認定要件の緩和及び国庫補助率の大幅な引上げ
 - ・ 新たな支援制度の創設、地元負担に係る地方債の対象化及びその元利償還費に対する交付税措置
 - ・ 運営会社等の維持のための補填制度の創設や地元負担に係る交付税措置
- 十 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備に伴い、地方が維持することとなる在来線についても、上記と同様の措置を講じていただくようお願いいたします。

平成27年11月

並行在来線関係道県協議会

北海道知事	高橋 はるみ	石川県知事	谷本 正憲
青森県知事	三村 申吾	福井県知事	西川 一誠
岩手県知事	達増 拓也	佐賀県知事	山口 祥義
長野県知事	阿部 守一	長崎県知事	中村 法道
新潟県知事	泉田 裕彦	熊本県知事	蒲島 郁夫
富山県知事	石井 隆一	鹿児島県知事	伊藤 祐一郎

全国の開業済み並行在来線



青い森鉄道（青森県）



I GRいわて銀河鉄道（岩手県）



しなの鉄道（長野県）



えちごトキめき鉄道（新潟県）



あいの風とやま鉄道（富山県）



I Rいしかわ鉄道（石川県）



肥薩おれんじ鉄道（熊本県・鹿児島県）